

「指定同行援護」重要事項説明書

本重要事項説明書は、当事業所とサービス利用契約の締結を希望される方に対して、社会福祉法第76条に基づき、事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを説明するものです。

本事業所では、ご利用者様に対して障害者自立支援法に基づく同行援護を提供します。当サービスの利用は、原則として介護給付費の支給決定を受けた方が対象となります。

◆◆目次◆◆

1. 事業者	2
2. 事業所の概要	2
3. 事業実施地域	2
4. 営業時間	2
5. 職員の体制	3
6. 当事業所が提供するサービスと利用料金	3
7. サービスの利用に関する留意事項	7
8. サービス実施の記録について	8
9. 損害賠償保険への加入	8
10. 守秘義務	8
11. 事故発生時の対応	
12. 緊急時の対応	8
13. 苦情の受付について	9

社会福祉法人 天摂会

(備前多聞荘訪問介護)

当事業所は次の指定を受けています。

(岡山県指定 第 3311100253 号)

1. 事業者

名称	社会福祉法人 天摂会
所在地	岡山県岡山市東区瀬戸町瀬戸 3 6 - 1
電話番号	0 8 6 - 9 5 2 - 2 5 2 6
代表者氏名	理事長 長島 正樹
設立年月	平成 8 年 3 月 6 日

2. 事業所の概要

事業所の種類	指定同行援護 令和 2 年 1 月 1 日指定 岡山県 3311100253号
事業の目的	事業所の同行援護従業者が支給決定を受けた障害者又は障害児に対し、適切な障害福祉事業を提供する事を目的とする。
事業所の名称	備前多聞荘訪問介護
事業所の所在地	岡山県備前市鶴海 2 4 0 1 番地
電話番号	0 8 6 9 - 6 5 - 8 9 7 5
管理者氏名	(管理者) 石原 正章
事業所の運営方針について	利用者が居宅において日常生活または社会生活を営むことができるよう、当該利用者の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じ適切なサービスを提供します。
開設年月	令和 2 年 1 月 1 日
事業所が行なっている他の業務	指定訪問介護 平成 30 年 8 月 1 日指定 岡山県 3371100847 号 指定居宅介護 令和元年 7 月 1 日指定 岡山県 3311100253号

3. 事業実施地域

備前市・瀬戸内市・岡山市東区 (旧瀬戸町)

4. 営業時間

営業日	年中無休
受付時間	月～金 10 時 00 分～17 時 00 分
サービス提供時間帯	2 4 時間

5. 職員の体制

<主な職員の配置状況>※職員の配置については、指定基準を遵守しています。

職種	常勤	非常勤	職務の内容
1. 事業所長（管理者）	1		事業の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行うと共に、法令等において規定されている指定居宅介護事業の実施に関し、遵守すべき事項についての指揮命令を行います。
2. サービス提供責任者 （同行援護従業者養成研修応用課程修了者）	2		事業に対する同行援護の申し込みに係る調整、従業者等に対する技術指導、個別支援計画の作成を行います。
3. 居宅介護従事者（ホームヘルパー）	11		同行援護を提供します。 （盲養護施設にて1年以上の実務経験または同行援護従業者養成研修修了者）
(1)介護福祉士	8		
(2)訪問介護養成研修1級 （ヘルパー1級）課程修了者	0		
(3)訪問介護養成研修2級 （ヘルパー2級）課程修了者	3		
(4)精神障害者ホームヘルパー養成研修修了者	0		

当事業所では、利用者に対して指定訪問介護、指定居宅介護、重度訪問介護、同行援護を提供する職員として、上記の職種の職員を配置しています。

6. 当事業所が提供するサービスと利用料金

（1）「居宅介護計画」とサービス内容（契約書第3条・第4条参照）

当事業所では、下記のサービス内容から居宅介護計画を定めて、サービスを提供します。「居宅介護計画」は、市町村が決定した「支給量」と利用者の意向や心身の状況を踏まえて、具体的なサービス内容や利用者に対するサービス実施日などを記載しています。「居宅介護計画」は、利用者や家族に事前に説明し、同意をいただくとともに、写しを利用者に交付します。また、利用者の申し出により、いつでも見直すことができます。

<サービス区分及びサービス内容>

(I) 同行援護

視覚障害により、移動時及びそれに伴う外出先において必要な視覚的情報の支援、必要な移動の援護、排泄、食事等の介護その他外出するさいに必要な援助。

(2) 利用者負担額（契約書第5条参照）

上記サービス（I）の利用に対しては、通常9割が介護給付費の給付対象となります。事業者が介護給付費を代理受領する場合には、利用者は、利用者負担分としてサービス料金の1割（定率負担）を事業者にお支払いいただきます。5頁に記載する個別減免が適用される場合には、減免後の金額となります。

上記の料金以外に次のご利用料金をいただく場合があります。

1) 初回加算 200円/月

下記の条件に該当して、その後の初回の居宅介護と同月内に、サービス提供責任者が自ら居宅介護を行った場合、また他の居宅介護に同行して訪問した場合。

* 新規に居宅介護計画を作成した場合

* 2ヶ月間サービスの利用が無かった場合

2) 緊急時対応加算 1回に月100円（月に2回を限度）

* 利用者又はその家族からの要請に基づき、サービス提供責任者が居宅介護計画の変更等行い、居宅介護員が計画にない居宅介護を行った場合

3) 特別地域加算

* 居宅介護サービスの利用料金に15%が加算されます。

4) 福祉・介護職員処遇改善加算

* 同行援護サービス利用料金に22.1%加算されます。

<2人の同行援護従事者により訪問を行った場合>

1人の同行援護従事者による援助が困難と認められる場合等で、利用者の同意のもと2人の同行援護従事者でサービスを提供した場合は、2倍の利用者負担額をいただきます。

<利用者負担額の上限等について>

介護給付費対象のサービスの利用者負担額は上限が定められています。

利用者のご希望により、当事業所を利用者負担の上限管理者に選任される場合には、サービス利用開始の際にその旨をお申し出ください。

(3) サービス利用にかかる実費負担額（契約書第5条参照）

サービス提供に要する下記の費用は、介護給付費支給の対象ではありませんので、実費をいただきます。

① サービス提供に要する交通費・食事代・入場料等は、給付費の対象ではありませんのでホームヘルパー分の実費をいただきます。

③市町村が決定した「支給量」及び当該サービスの利用状況によっては、サービスを追加することもできます。

④ サービス利用の変更・追加は、同行援護従事者の稼働状況により利用者が希望する時間にサービスの提供ができないことがあります。その場合は、他の利用可能日時を利用者に提示するほか、他事業所を紹介するなど必要な調整をいたします。

(6) 実費負担額（交通費等）の変更

実費負担額（交通費等）を変更する場合は、原則としてその2か月前までにご説明します。

7. サービスの利用に関する留意事項

(1) 同行援護従事者について

☆ サービス提供時に、担当の同行援護従事者を決定します。ただし、実際のサービス提供にあたっては、複数の同行援護従事者が交替してサービスを提供します。担当の同行援護従事者や訪問する同行援護従事者が交替する場合は、予め利用者に説明するとともに、利用者及びその家族等に対してサービス利用上の不利益が生じないように十分に配慮します。

☆ 利用者から特定の同行援護従事者を指名することはできませんが、同行援護従事者についてお気づきの点やご要望がありましたら、お客様相談窓口等にご遠慮なく相談ください。

(2) サービス提供について

☆ サービスは、「居宅介護計画」にもとづいて行います。実施に関する指示・命令はすべて事業者が行います。但し、実際の提供にあたっては、利用者の訪問時の状況・事情・意向等について十分に配慮します。

☆ サービス実施のために必要な備品等（水道・ガス・電気を含む）は無償で使用させていただきます。（同行援護従事者が事業所に連絡する場合の電話を使用させていただきます。）

(3) サービス内容の変更

☆ 訪問時に、利用者の体調等の理由で居宅介護計画に予定されていたサービスの実施ができない場合には、利用者の同意を得て、サービス内容を変更します。その場合、事業者は、変更したサービスの内容と時間に応じたサービス利用料金を請求します。

(4) 受給者証の確認（契約書第3条参照）

「住所」及び「利用者負担額」、「支給量」など「受給者証」の記載内容に変更があった場合は速やかに同行援護従事者にお知らせください。また、担当同行援護従事者やサービス提供責任者が

「受給者証」の確認をさせていただく場合には、ご提示くださいますようお願いいたします。

(5) 同行援護従事者の禁止行為

同行援護従事者は、サービスの提供にあたって、次に該当する行為は行いません。

- ① 医療行為
- ② 利用者もしくはご家族等の金銭、預貯金通帳、証書、書類等の預かり
- ③ 利用者もしくはその家族等からの金銭又は物品、飲食の授受
- ④ ご契約者の家族等に対するサービスの提供
- ⑤ 飲酒・喫煙及び飲食（同行援護等において利用者の同意を得て利用者と一緒に飲食を行う場合は除きます。）
- ⑥ 身体拘束その他利用者の行動を制限する行為（利用者又は第三者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除く）
- ⑦ その他利用者もしくはその家族等に対して行う宗教活動、政治活動、営利活動及びその他迷惑行為

8. サービス実施の記録について

(1) サービス実施記録の確認

本事業所では、サービス提供ごとに、実施日時及び実施したサービス内容などを記録し、利用者にごその内容のご確認をいただきます。内容に間違いやご意見があればいつでもお申し出ください。なお、居宅介護計画及びサービス提供ごとの記録は、サービス提供日より5年間保存します。

(2) 利用者の記録や情報の管理、開示について（契約書第8条参照）

本事業所では、関係法令（個人情報保護規定）に基づいて、利用者の記録や情報を適切に管理し、利用者の求めに応じてその内容を開示します。（開示に際して必要な複写料などの諸費用は、利用者の負担となります。）

9. 損害賠償保険への加入（契約書第9条参照）

本事業者は、下記の損害賠償保険に加入しています。

保険会社名：東京海上日動

保険名：超ビジネス保険

10. 守秘義務

本事業者は、従業者を雇用するにあたり文書にて明示することにより正当な理由なく、その業務上知り得たお客様又は家族の秘密が漏れることがないように厳重に管理し、その業務を退いた後も同様とします。

11. 事故発生時の対応

事業所が利用者に対して行うサービスの提供により、事故が発生した場合には、速やかに利用者の家族・市町村等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。又、当事業所が利用者に対

して行ったサービスの提供により、賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行います。

1 2. 緊急時の対応

主治医	病院名及び所在地
	主治医氏名
	電話番号
緊急時連絡先 (家族等)	住所
	電話番号

サービス提供中にお客様に緊急の事態が発生した場合、お客様の主治医にご連絡するとともに、必要な対応を行います。主治医と連絡が取れない場合は医療機関へ救急搬送等必要な措置を講じます。

1 3. 苦情等の受付について（契約書第 14 条参照）

（1）当事業所における苦情の受付及びサービス利用等のご相談（お客様相談係）

サービスに対する苦情やご意見、利用料のお支払いや手続きなどサービス利用に関するご相談、利用者の記録等の情報開示の請求は以下の専用窓口で受け付けます。

○お客様相談係

<苦情受付窓口（担当者） [サービス提供責任者] 水野 明子>

<苦情解決責任者 [管理者] 石原 正章 >

○受付時間 毎週月曜日～金曜日 08：15～17：15

0 8 6 9 - 6 5 - 8 9 7 5

（2）第三者委員

本事業所では、第三者委員に選任し、本事業所のサービスに対するご意見などをいただいています。利用者は、本事業所への苦情やご意見は「第三者委員」に相談することもできます。

第三者委員氏名	連絡先
村田 雍雄	0 8 6 - 9 5 2 - 2 0 6 2

（3）行政機関その他苦情受付機関

備前市役所 障がい福祉係	所在地：岡山県備前市東片上126番地 電話番号 (0869) 64-182 F A X (0869) 64-4094
岡山県国民健康 保険団体連合会	所在地：岡山県岡山市北区桑田町17-15 電話番号 (086) 223-8811 F A X (086) 223-9105
岡山県備前県民局 事業者第二班	所在地：岡山県岡山市中区古京町1丁目1 電話番号 (086) 272-3995 F A X (086) 272-2660

同行援護サービスの開始にあたりご利用者（ご家族）に対して本書面に基づいて重要な事項を説明いたしました。

令和 年 月 日

事業所 備前多聞荘訪問介護

住 所 岡山県備前市鶴海2401番地

氏 名 管理者 石原 正章 印

説明者 サービス提供責任者 印

本書面により事業者から重要な事項の説明を受けました。

(利用者)

住 所

氏 名 印

(代理人)

住 所

氏 名 印

※この重要事項説明書は、厚生労働省令第 171 号（平成 18 年 9 月 29 日）第 9 条の規定に基づき、利用申込者又はその家族への重要事項説明のために作成したものです。
--

別表 1 - 1

居宅介護サービス費 1 単位 = 10 円

基本部分			2 人の従業者 による場合 ×200/100	夜間もしくは 早朝の場合 + 25/100 深夜の 場合 +50/100
同行援護	30 分未満	184 単位		
	30 分以上 1 時間未満	291 単位		
	1 時間以上 1 時間 30 分未満	420 単位		
	1 時間 30 分以上 2 時間未満	484 単位		
	2 時間以上 2 時間 30 分未満	547 単位		
	2 時間 30 分以上 3 時間未満	610 単位		
	3 時間以上	673 単位に 30 分増すごとに +63 単位		

初回加算	1月につき200単位を加算
------	---------------

福祉・介護職員処遇改善加算	22.1%
---------------	-------